

## 仕様書

本仕様書は工業技術センター研究機器処分業務委託の詳細について定めるものとする。

1. 業務名 工業技術センター研究機器処分業務委託
2. 業務場所 工業技術センター（沖縄県うるま市州崎12番2）
3. 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 概要

工業技術センター設置のプレハブ冷凍冷蔵庫、冷暖房装置（エアコン）の解体撤去、運搬、処分等の作業

#### (2) 処分する設備の範囲等

1. プレハブ冷凍冷蔵庫 一式 1基（解体・処分）
2. 冷暖房装置（エアコン）一式 1基（解体・処分）

※プレハブパネル、冷却機器（フロン回収含む）、配管類（ダクト類含む）の処分（解体撤去、運搬含む）

※取り外し可能な配管類（ダクト類含む）は全て処分（建物と一体となった配管類（ダクト類含む）は処分対象外）

※建物躯体内の電線、銅線等は処分対象外

#### (3) 処分対象外の廃棄物

処分対象外の廃棄物が生じた際には、集積できるものだけに限り、種類ごとに分けて集積すること。集積場所については、別途協議すること。

#### (4) 開口部の補修

配管撤去等にともない発生する開口部については適切に補修を行うこと。

#### (5) 廃棄物搬出経路および車両駐車場所

事前に、施設指定管理者と協議し、搬出路や使用可能な駐車スペースを確認すること。

#### (6) 作業日程

作業時間は土日祝日を除く9時から17時（退出）。

#### (7) 報告書類

本業務委託完了後、速やかに完了報告書、完成図書（撤去前、撤去中、完成写真含む）、その他発注者が指示するものを作成し、提出すること。

## 5. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、廃棄物処理、産業廃棄物処理、家電リサイクルフロン排出抑制法等その他関係法令を厳守し適切に行うこと。
- (2) 撤去品の廃材等については、廃棄物処理法その他関連する法令等を遵守するとともに、受注者の責任において適切に処分すること。
- (3) 撤去品の廃材等については、飛散、流出しないよう措置を講ずること。
- (4) 業務に関する技術的な責任は全て受注者が負うものとし、作業に対する指揮監督は施設指定管理者の了承後、受注者において行うこと。
- (5) 工程に関しては、施設の一般業務に支障のないよう、施設指定管理者と協議を行い、工程計画作成や業務の遂行を行うこと。なお、業務期間の終期に関わらず、可能な限り早期に業務を完了するよう努めること。
- (6) 業務に関する騒音などは極力抑えるように努め、音出し作業に関しては、施設指定管理者と協議し工程計画を立てること。
- (7) 資材搬入・搬出時間は、事前に打ち合わせを行うこと。
- (8) 作業場所は、工事用標識を掲示し、第三者が立ち入らないように、作業区分を行うこと。
- (9) 資材置き場、休憩場所、加工場所が必要な場合は、協議を行い、場所を決定すること。
- (10) 作業終了後には、清掃作業を行い、整理整頓を行うこと。
- (11) 本業務に必要な官公署等への許認可等必要な申請及び手続きは遅滞なく行い、かつ、これらに要する費用は全て受注者負担とする。撤去品の廃材等は、関係法令に従い適正に処分し、報告書およびマニフェストを提出すること。
- (12) 本業務における瑕疵期間は検査完了後1年とし、瑕疵が発見された際は速やかに修復すること。
- (13) 本仕様書に定めるもののほか、この契約について必要な事項は協議の上、決定するものとする。